

令和4年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画(案)の概要

「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」

- ・滑走路地区の未探索の壕(1箇所)の掘削及び探索済みの壕(2箇所)の再確認。
- ・滑走路地区の高性能地中探査レーダの反応箇所は、できる限り速やかに、全て掘削。
- ・上記終了後、その結果も踏まえ、現滑走路の移設に着手し、滑走路地区全体の掘削・遺骨収容。
- ・滑走路地区の掘削・遺骨収容と並行して、外周道路外側の掘削・遺骨収容を実施。

平成25年12月11日硫黄島に係る遺骨収集
帰還推進に関する関係省庁会議決定

「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」(修正案)

1. 滑走路地区の掘削・遺骨収容を実施。
 - ・未探索の壕1箇所の掘削、探索済みの壕2箇所の再確認。【平成26～令和4年度】
 - ・滑走路地区の探査レーダ反応箇所1,798箇所を全て掘削。【平成26～29年度】
 - ・滑走路周辺部等で確認されている探索済みの壕について、構造解析を行い、閉塞地点の地上部分でボーリング調査等を実施。【平成30～令和4年度】
 - ・改良型地中探査レーダの開発、同レーダによる滑走路地区の再探査及び面的なボーリング調査。【平成30～令和4年度】
 - ・庁舎地区の探査レーダ反応箇所1,559箇所を全て掘削。【平成30～令和元年度】上記終了後、その結果も踏まえ、現滑走路の移設に着手。
 2. 外周道路外側の面的調査・遺骨収容を実施。【平成26～令和4年度】
 3. 平成23年度から25年度にかけて実施した面的調査により確認された壕等からの遺骨収容を実施。【平成26～令和元年度】
 4. 滑走路地区周辺以外で確認されている探索済みの壕について、構造解析を行い、閉塞地点の地上部分でボーリング調査等を実施
【平成30～令和4年度】
- 未発見となっている壕等について、引き続き、遺骨・壕等の存在が推測される地点の調査。【令和2～4年度】
- 改良型地中探査レーダにより地下15メートル程度まで北飛行場跡地の壕の探査。【令和2～4年度】

平成26年3月26日硫黄島に係る遺骨収集
帰還推進に関する関係省庁会議決定
平成27年4月14日同会議修正
平成29年4月13日同会議修正
平成30年4月10日同会議修正
平成31年4月19日同会議修正
令和2年4月28日同会議修正
令和3年4月28日同会議修正
令和4年 月 日同会議修正

「令和4年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画」(案)

1. 滑走路地区及び庁舎地区について、次のとおり実施。
 - ①未探索の壕(1箇所)の閉塞地点の先の延長部の開口工事の実施。
 - ②滑走路周辺部(庁舎地区を含む)で確認されている探索済みの壕のうち、地下10メートル超の深度が推定される壕について、構造解析を行い、閉塞地点の先に該当する地上部分でボーリング調査等を実施。
 - ③面的なボーリング調査により、地下20メートル程度まで滑走路地区東側半面の壕の探査。
2. 外周道路外側の面的調査により確認された壕等のうち、実施可能な箇所からの遺骨収容を実施。
3. ①滑走路地区周辺以外の探索済みの壕について、構造解析を行い、閉塞地点の先に該当する地上部分でボーリング調査等を実施。
 - ②未発見となっている壕等について、引き続き、遺骨・壕等の存在が推測される地点の調査。
 - ③改良型地中探査レーダにより地下15メートル程度まで北飛行場跡地の壕の探査。